

平成 27 年度地域医療介護総合確保基金事業（介護分）について

1. 制度の概要

団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年を見据え、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題として、消費税増収分を財源として活用した新たな財政支援制度が平成 26 年度に創設された。

この制度は、各都道府県に「地域医療介護総合確保基金」を設置し、各都道府県が作成した計画に基づき事業を実施する。

すでに平成 26 年度から医療を対象とした事業が実施されており、平成 27 年度からは介護を含めて全ての事業を実施する。

（1）対象事業

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
- ③ 介護施設等の整備に関する事業
- ④ 医療従事者の確保に関する事業
- ⑤ 介護従事者の確保に関する事業（③と⑤が介護分）

（2）平成 27 年度国予算案による基金規模等

医療分（前年度同額） 904 億円（国 602 億円、地方 302 億円）

介護分（新規） 724 億円（国 483 億円、地方 241 億円）

（うち施設整備 634 億円、介護人材確保 90 億円）

合計額 1,628 億円（国 1,085 億円、地方 543 億円）

< 基金の配分方法（介護分） >

都道府県から提出される事業量見込を基にヒアリングの上、配分される。

（3）基金造成の負担割合

国 2 / 3、県 1 / 3

2. 対象事業（介護分）の内容

① 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）

ア 地域密着型サービス施設等の整備への助成

（対象施設）地域密着型特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模養護老人ホーム、小規模ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス、緊急ショートステイ、介護施設内の保育施設整備

イ 介護施設の開設準備経費等への支援

定員30人以上の広域型施設を含む介護施設の開設準備経費や訪問看護ステーションの大規模化等の設備費用等

ウ 特養多床室のプライバシー保護のための改修等への支援 【新規】

特別養護老人ホームの多床室に間仕切り等をしてプライバシーを確保する改修整備

※ ア及びイの事業は平成26年度で廃止となった介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業（国10/10）等及び介護職員処遇改善等臨時特例基金事業（国10/10）等で実施していたものである。

② 介護従事者の確保に関する事業

介護従事者の確保対策のため、「基盤整備」・「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」の大項目に分類される事業

※ 国から18の事業例が示されており、これまで福祉・介護人材確保緊急支援事業（国10/10）等において実施されていた事業についても発展的に実施することが可能とされている。

3. 地域医療介護総合確保基金（介護分）スケジュール

平成27年1月16日 国から事業量、介護人材確保事業メニュー等調査依頼関係団体等への意見聴取

2月20日 国へ事業量等概要提出

（要望額 介護施設整備分23.4億円 介護人材確保分7億円）

2月26日 県社会福祉審議会において審議

3月9日 国の都道府県個別ヒアリング

5月13日 国から基金の交付要綱等発出

5月22日 国から交付額の内示

（内示額 介護施設整備分23.4億円 介護人材確保分4.5億円）

7月10日 国へ交付申請書提出

8月頃 国から交付決定

4. 平成27年度県計画の概要

別紙のとおり